

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査「営農類型別経営統計（個別経営）」は、農産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）の収支状況等の実態を明らかにし、農政を推進するための資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

農家経済調査は、農家経済の動向を明らかにする調査として、大正2年に農商務省の委託により帝国農会が実施したのが最初である。その後、一時中断し、本格的に実施されたのは大正10年からである。当時は、小作制度改善の資料を得ることを目的として実施され、調査農家数も小規模であった。

戦後、農林省統計調査局（現農林水産省大臣官房統計部）に移管されて実施されることとなった。統計調査局では、農家経済調査について調査体系及び調査方法の抜本的な改正を行い、調査対象農家数を大幅に拡充するとともに、調査農家の選定には層化二段抽出法を用いるなど、調査体系をほぼ現行調査に近い形に整備した。

その後、生産性格差の是正、農業従事者と他産業従事者との所得及び生活水準の均衡を目標に掲げた農業基本法の制定施行（昭和36年）に伴い、調査内容の整備・改善を図るなど、その時々々の農政の展開方向に即応し統計内容の充実を図りつつ実施した。

平成6年には、農業経営の実態把握に重点を置き、多角的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し、農業経営統計調査として実施した。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）において、地域の営農類型に着目した農業経営を詳細に把握することが最重点課題となったことから、営農類型別経営統計を主な柱とした調査体系の再編・整備を行った。

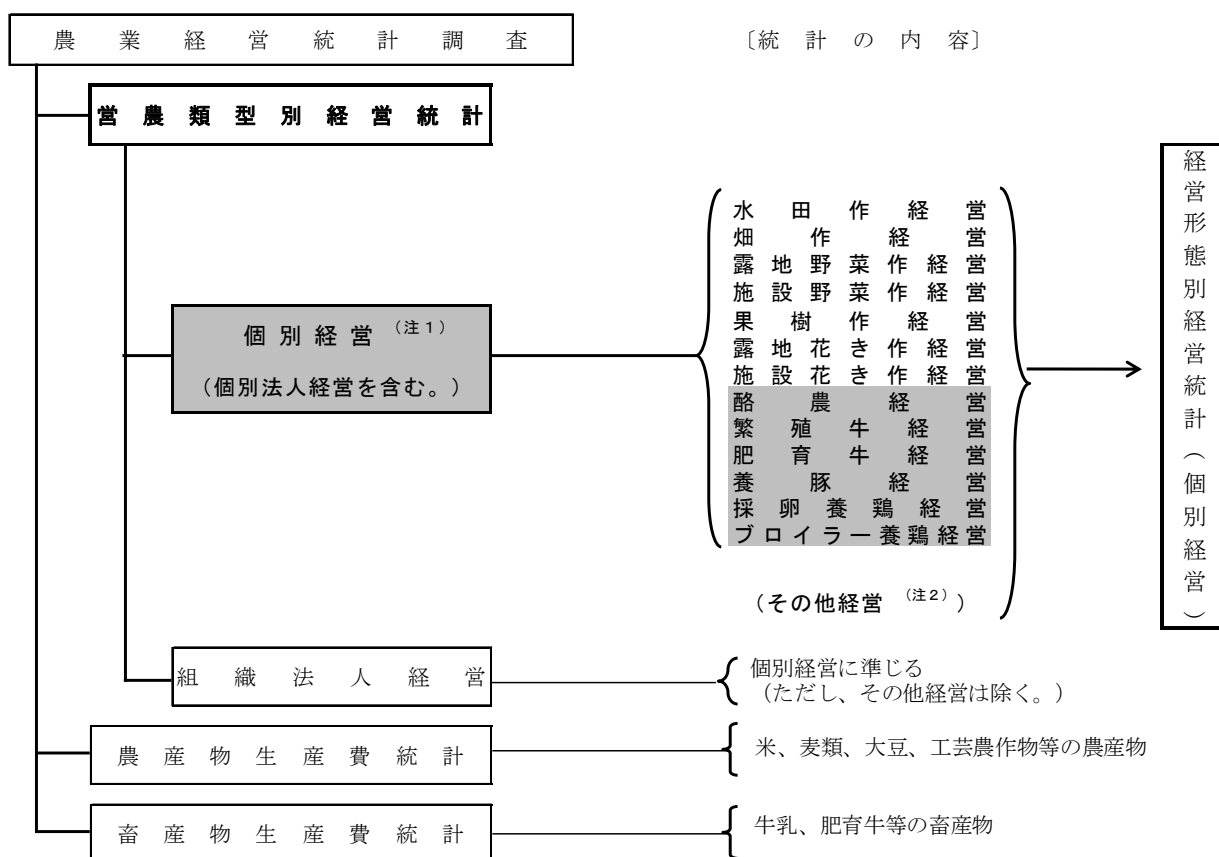
(3) 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査（基幹統計である農業経営統計を作成する調査）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

(4) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

(5) 調査の体系



注：1 「個別経営」とは、農業生産物の販売を目的とする農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体をいい、このうち法人格を有するものを「個別法人経営」という。

2 「その他経営」とは、「水田作」、「畑作」、「露地野菜作」、「施設野菜作」、「果樹作」、「露地花き作」、「施設花き作」、「酪農」、「繁殖牛」、「肥育牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」のいずれにも属さない経営をいう。

(6) 本報告書の収録範囲

本報告書は、農業経営統計調査のうち営農類型別経営統計（個別経営、畜産経営）について収録した。

(7) 調査対象

本統計の調査対象は、農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体（法人格を有する経営体を含む。）とする。

なお、農業経営体とは、次のいずれかに該当する事業を行うものをいう。

- ① 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- ② 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業（農業経営体の外形基準）

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜作付面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a

施設花き栽培面積	250 m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	1 年間における農業生産物の総販売額50万円以上に相当する事業の規模

(8) 標本選定

営農類型別経営統計（個別経営）の標本は、次のとおり選定した。

ア 経営体リストの作成

2015年農林業センサス（農林業経営体調査票）の調査対象に該当する農業経営体について、営農類型別（「営農類型の種類及び分類基準」（5 ページ））、営農類型規模別（「営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分」（6 ページ））及び都道府県別に区分した営農類型別経営体リストを作成した。

営農類型の種類及び分類基準

営農類型の種類	営農類型の分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

営農類型別経営統計（個別経営）の作付・飼養規模区分

営農類型	規模区分の指標	規 模 区 分					
水田作経営	稲、麦類、雑穀、 いも類、豆類、 工芸農作物を水 田に作付けた延 べ面積	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 7.0
		7.0～ 10.0	10.0～ 15.0	15.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0ha 以上	
畑作経営	稲、麦類、雑穀、 いも類、豆類、 工芸農作物を畑 に作付けた延べ 面積	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 7.0
		7.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 40.0	40.0～ 50.0	50.0ha 以上
露地野菜作経営	露地野菜の 作付け延べ面積	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 7.0
		7.0～ 10.0	10.0ha 以上				
施設野菜作経営	施設野菜の 作付け延べ面積	0.2ha 未満	0.2～ 0.3	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0ha 以上
果樹作経営	果樹の植栽面積	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0ha 以上	
露地花き作経営	露地花きの 作付け延べ面積	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0ha 以上		
施設花き作経営	施設花きの 作付け延べ面積	0.2ha 未満	0.2～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0ha 以上		
酪農経営	月平均搾乳牛 飼養頭数	20 頭 未満	20～30	30～50	50～80	80～100	100 頭 以上
繁殖牛経営	月平均繁殖雌牛 飼養頭数	5 頭 未満	5～10	10～20	20～50	50 頭 以上	
肥育牛経営	月平均肥育牛 飼養頭数	50 頭 未満	50～100	100～ 200	200～ 500	500 頭 以上	
養豚経営	月平均豚 飼養頭数	300 頭 未満	300～ 1000	1000～ 2000	2000 頭 以上		
採卵養鶏経営	月平均採卵鶏 飼養羽数	1 万羽 未満	1 万～ 3 万	3 万羽 以上			
ブロイラー養鶏 経営	ブロイラー 出荷羽数	10 万羽 未満	10 万～ 20 万	20 万羽 以上			

イ 標本の大きさ（調査対象経営体数）

本統計は、営農類型等別に農業粗収益を指標とした目標精度（標準誤差率）に基づき、必要な標本の大きさ（調査対象経営体数）を算出しており、営農類型ごとの目標精度、標本の大きさ（調査対象経営体数）及び抽出率は次のとおりである。

なお、目標精度を設定していない採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営については、それぞれ50経営体とした。

目標精度、標本の大きさ（調査対象経営体数）及び抽出率

区 分		目標精度	調査対象 経営体数	抽出率
酪農		%	経営体	
	北海道	2.0	155	1/ 39
	都府県	2.0	198	1/ 48
	計	－	353	1/ 44
肉用牛	繁殖牛	4.0	102	1/ 268
	肥育牛	4.0	101	1/ 64
	計	－	203	1/ 166
養豚		3.5	89	1/ 25
採卵養鶏		－	50	1/ 31
ブロイラー養鶏		－	50	1/ 26

ウ 標本配分

イで定めた調査対象経営体数を、規模階層別に最適配分し、配分された調査対象経営体数を各都道府県の当該規模階層の母集団の大きさに比例して配分した。

エ 標本抽出

アで作成した営農類型別経営体リストにおいて、営農類型規模の小さい経営体から順に並べた上で、ウで配分した当該規模階層の調査対象経営体数で等分し、等分したそれぞれの区分から1経営体ずつ無作為に抽出した。

(9) 調査の時期

ア 調査期間

調査の期間は、平成30年1月から同年12月までの1年間である。

イ 調査票の配布時期

現金出納帳及び作業日誌は平成29年12月及び平成30年5月に各半年分を配布した。また、経営台帳は平成29年12月に配布した。

ウ 調査票の提出期限

現金出納帳及び作業日誌については随時、経営台帳については平成31年1月とした。

(10) 調査事項

ア 世帯員の性別、生年月齢及び続柄その他世帯における地位並びに世帯員の就業区分及び在宅

状況

- イ 農業及び農業生産関連事業への投下労働時間
- ウ 経営耕地面積その他農業経営体が使用する土地の面積
- エ 農業経営体の財産に関する次の事項
 - (ア) 土地、建物、自動車、農機具、農業用の永年性植物及び動物その他の固定資産
 - (イ) 農産物及び農業生産資材の在庫量
 - (ウ) 現金、預貯金、積立金、貸付金、有価証券及び売掛金
 - (エ) 借入金その他の負債
- オ 農産物の種類別生産量及び処分内訳
- カ 農業経営体の収入及び支出に関する次の事項
 - (ア) 農業収入、農業生産関連事業収入、農外収入、財産的収入
 - (イ) 農業支出、農業生産関連事業支出、農外支出、財産的支出
 - (ウ) 労賃、給料、俸給、年金等の収入、地代・利子収入並びに物件税及び租税公課
- キ 農業用財産、農業に関する収入及び支出、農業投下労働時間の部門別割合
- ク その他アからキまでに掲げる事項に関連する事項

(11) 調査方法

ア 現金出納帳、作業日誌

職員又は統計調査員が配布（協力が得られる調査対象経営体に対しては、電子化した現金出納帳及び作業日誌を配布）し、原則として、調査対象経営体が記入し、郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインにより回収した。

イ 経営台帳

原則として、職員又は統計調査員が調査対象経営体に対して面接し、聞き取る方法とした。

ただし、協力が得られる調査対象経営体に対しては、職員又は統計調査員が調査票に前年の報告内容をプレプリントして配布し、調査対象経営体が記入し、郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインにより回収した。

なお、調査対象経営体が決算書類を整備しており、協力が得られる場合は、当該書類により把握できる情報に限り、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）の報告に代えて、当該書類を郵送、職員若しくは統計調査員による訪問又はオンラインにより回収した（調査票様式については、農林水産省のホームページ【https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html】で御覧いただけます。）。

2 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

本調査は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において集計した。

ア 取りまとめ対象経営体（集計経営体）

営農類型別経営統計の調査対象経営体のうち、全調査期間において調査が行われた調査対象経営体を取りまとめ対象経営体（集計経営体）とした。

イ 集計方法

集計経営体ごとに営農類型別、全国農業地域別、規模区分別に区分した各階層の標本抽出率（階層の大きさに対する集計経営体数の比率）の逆数を集計ウエイト（乗率）として定め、集計対象とする区分ごとに次式により1経営体当たりの平均値（加重平均）を算出した。

【平均値の算出方法】

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

n : 当該集計対象区分に属する集計経営体数

w_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の集計経営体のウエイト

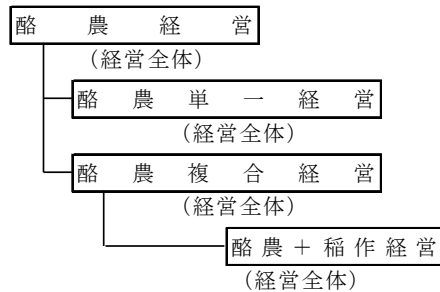
x_i : 当該集計対象区分に属する*i*番目の集計経営体の*x*についての調査結果

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計経営体数}}{\text{2015年農林業センサス結果における当該階層の大きさ（経営体数）}}$$

(2) 統計表の編成

統計表の編成は、次の集計区分とする。

ア 酪農経営における統計表編成

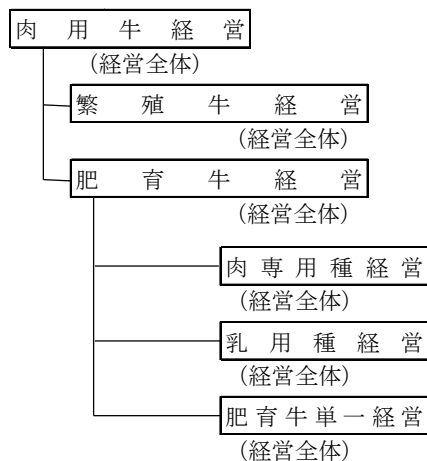


注：（ ）内は、作成する収支である。

【集計対象経営体の分類基準】

- ・酪農営農類型に分類された経営体
- ・酪農経営の中で、酪農の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体
- ・酪農経営の中で、酪農の販売収入が農業販売収入の80%未満の経営体
- ・酪農複合経営の中で、稲作の販売収入が各部門の中で2位の経営体

イ 肉用牛経営における統計表編成



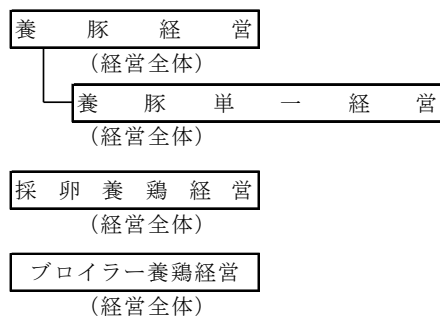
注：1（ ）内は、作成する収支である。

- 2 肉専用種とは、黒毛和種、褐毛和種等の和牛、ヘレフォード、アバディーンアンガス等の外国牛の肉専用種を含む乳用種以外の肉用牛をいう。
- 3 乳用種とは、肉用を目的に肥育しているホルスタイン等の乳用種及びその交雑種の牛（いわゆるF1牛（F1クロス牛を含む。））をいう。

【集計対象経営体の分類基準】

- ・肉用牛営農類型に分類された経営体
- ・繁殖牛営農類型に分類された経営体
- ・肥育牛営農類型に分類された経営体
- ・肥育牛経営の中で、肉専用種の販売収入が乳用種の販売収入以上である経営体
- ・肥育牛経営の中で、乳用種の販売収入が肉専用種の販売収入より多い経営体
- ・肥育牛経営の中で、肥育牛経営の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体

ウ 養豚、採卵養鶏及びブロイラー養鶏経営における統計表編成



注：（ ）内は、作成する収支である。

【集計対象経営体の分類基準】

- ・養豚営農類型に分類された経営体
- ・養豚経営の中で、養豚の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める経営体
- ・採卵養鶏営農類型に分類された経営体
- ・ブロイラー養鶏営農類型に分類された経営体

(3) 全国農業地域区分

全国農業地域区分は、次表のとおりである。

全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

注： 採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営については、全国農業地域別の表章を行っていない。また、沖縄については、全国農業地域としての表章は行っていない。

3 統計項目の説明

(1) 経営の概況と分析指標

ア 経営の概況

農業経営収支の概況を農業経営全体及び当該部門について表章した。

(ア) 農業所得

農業所得＝農業粗収益－農業経営費

(イ) 農業粗収益

農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であり、農産物の販売収入、農業生産関連事業及び家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（農機具、自動車等）の一時的賃借料等を含む。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増価額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については農業雑収入、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入とした。

また、助成金等は、当年の調査期間内に発生したものとした。

(ウ) 農業経営費

農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であり、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子及び家族労賃は含まない。

また、中間生産物（再び農業生産のために仕向けられた自家農産物）及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

(エ) 農業生産関連事業所得

農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出

(オ) 農業生産関連事業収入

農業生産関連事業の収入を合計した。

なお、農業生産関連事業とは、当該農業経営体における農業経営関与者^注が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、市民農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体で生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地又は農業施設を利用していること、のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該農業経営体とは別の経営体として経営する事業を除く。

また、農林業センサスでは農業生産関連事業に分類している小売業及び海外への輸出については、農産物の販売形態の一つ（直接販売）であり、本調査では農産物の販売収入としている。

注： 「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該農業経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

(カ) 農業生産関連事業支出

農業生産関連事業の支出を合計した。

なお、農業生産関連事業の定義は、(オ)のとおりである。

(キ) 農外所得

農外所得＝農外収入－農外支出

(ク) 農外収入

農業又は農業生産関連事業以外の事業で農業経営関与者が経営権を持って経営している事業の収入をいい、具体的には現金収入、現物外部取引価額、生産現物家計消費額を加算した。

内訳として、農業経営関与者が農業のほかに自営する兼業としての林業・水産業等の事業収入及び被用労賃・俸給手当等の収入を表章した。

(ケ) 農外支出

農業又は農業生産関連事業以外の事業での支出をいい、具体的には、現金支出、現物外部取引額、建物・自動車等の減価償却費を加算したものである。

(コ) 年金等の収入

被贈収入（家計以外）、公的年金給付金、公的年金以外の給付金、退職金、常住非関与者からの入金及びその他収入から農業経営関与者に関する現金収入を計上した。

なお、その他収入には農業経営に係らない補助金（林業関係の補助金等）を含む。

(サ) 総所得

総所得＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

(シ) 租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

関与者の農業以外の経営負担分（農業生産関連事業及び農外事業）を把握し科目別に分類し計上した（自動車税等の固定資産に関する経費も関与者の農業以外の経営負担分に限定した。）。

a ここに計上する租税は直接税のみを対象とし、消費者に自動的に転嫁される間接税は、課税物品の購入価額とした。

b 公課諸負担には、租税以外で条例に基づき市町村によって徴収される分担金、各種社会

保険の保険料等、その他所属する団体によって徴収される負担金等を計上した。

(ス) 可処分所得

可処分所得＝総所得－租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

イ 分析指標

(ア) 農業所得関連指標

a 農業依存度（％）

$$= \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{農業所得（千円）} + \text{農業生産関連事業所得（千円）} + \text{農外所得（千円）}} \times 100$$

【指標の意味】

事業等の所得に占める農業所得の割合をいい、経済活動による所得のうち、どれだけが農業所得に依存しているかを示す指標。

b 農業所得率（％）＝ $\frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{農業粗収益（千円）}} \times 100$

【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが農業所得として実現するかを示す指標。

c 付加価値額（千円）＝農業粗収益（千円）－〔農業経営費（千円）－（雇用労賃（千円）＋支払地代（千円）＋農業経営に係る負債利子（千円））〕

【指標の意味】

農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払地代及び農業経営に係る負債利子を含まない農業経営費）を差し引いたもので、農業生産により新たに生み出された価値を示す指標。

d 付加価値率（％）＝ $\frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{農業粗収益（千円）}} \times 100$

【指標の意味】

農業粗収益のうち、どれだけが付加価値額として新たに生み出されたかを示す指標。

(イ) 資産装備指標

a 農業固定資産装備率（自営農業労働１時間当たり円）

$$= \frac{\text{農業固定資産額（千円）}}{\text{自営農業労働時間（時間）}} \times 1,000$$

【指標の意味】

固定資産装備の大きさを示す指標。一般的には労働者一人当たりの固定資産額をいうが、農業の場合は、農業労働に季節性があること等から自営農業労働１時間当たりの固定資産額で示した。

注：「自営農業労働時間」とは、自家農業労働時間と農作業受託に係わる労働時間を合わせたものである。

b 農機具資産比率（％）＝ $\frac{\text{自動車及び農機具の固定資産額（千円）}}{\text{農業固定資産額（千円）}} \times 100$

【指標の意味】

農業固定資産額のうち、自動車や農機具などの機械装備に係わる資産額の割合を示す指標。

$$c \quad \text{農業固定資産回転率（回）} = \frac{\text{農業粗収益（千円）}}{\text{農業固定資産額（千円）}}$$

【指標の意味】

農業固定資産の運用効率、利用度の状況を見る指標。

(ウ) 収益性指標（農業所得等）

$$a \quad \text{農業経営関与者一人当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{月平均関与者（人）}}$$

【指標の意味】

農業経営関与者一人当たりの農業所得でみた収益性を示す指標。

$$b \quad \text{農業経営関与者一人当たり総所得（千円）} = \frac{\text{総所得（千円）}}{\text{月平均関与者（人）}}$$

【指標の意味】

農業経営関与者一人当たりの総所得でみた収益性を示す指標。

$$c \quad \text{農業専従者一人当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{専従者（人）}}$$

【指標の意味】

農業専従者一人当たりの農業所得でみた収益性を示す指標。

$$d \quad \text{家族農業労働1時間当たり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{家族農業労働時間（時間）}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された家族労働の単位時間当たりの農業所得でみた労働収益性を示す指標。

$$e \quad \text{農業固定資産千円当たり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{農業固定資産額（千円）}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資産の単位金額当たりの農業所得でみた資本収益性を示す指標。

$$f \quad \text{経営耕地面積10a当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{経営耕地面積（a）}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ農業所得が得られたかをみる指標。

$$g \quad \text{営農類型規模当たり農業所得（千円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{営農類型規模（頭、羽）}}$$

【指標の意味】

営農類型規模当たりでどれだけ農業所得が得られたかをみる指標。

なお、酪農経営は搾乳牛1頭当たり、繁殖牛経営は繁殖雌牛1頭当たり、肥育牛経

営は肥育牛1頭当たり、養豚経営は肉豚100頭当たり、採卵養鶏経営は採卵鶏100羽当たり、ブロイラー養鶏経営はブロイラー1万羽当たりとした。

(エ) 生産性指標

$$a \quad \text{自営農業労働1時間当たり付加価値額（円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{自営農業労働時間（時間）}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された労働の単位時間当たりの付加価値額でみた労働生産性を示す指標。

$$b \quad \text{農業固定資産千円当たり付加価値額（円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{農業固定資産額（千円）}} \times 1,000$$

【指標の意味】

投下された固定資本の単位金額当たりの付加価値額でみた資本生産性を示す指標。

$$c \quad \text{経営耕地面積10a当たり付加価値額（千円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{経営耕地面積（a）}} \times 10$$

【指標の意味】

経営耕地の単位面積当たりでどれだけ農業生産による付加価値が得られたかをみる指標。

$$d \quad \text{営農類型規模当たり付加価値額（千円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{営農類型規模（頭、羽）}}$$

【指標の意味】

営農類型規模当たりでどれだけ農業生産による付加価値が得られたかをみる指標。

なお、酪農経営は搾乳牛1頭当たり、繁殖牛経営は繁殖雌牛1頭当たり、肥育牛経営は肥育牛1頭当たり、養豚経営は肉豚100頭当たり、採卵養鶏経営は採卵鶏100羽当たり、ブロイラー養鶏経営はブロイラー1万羽当たりとした。

ウ 農業固定資産額

建物、自動車、農機具、植物及び牛馬（肥育牛を除く。）の合計を表章した。

(ア) 建物、自動車及び農機具

建物、自動車及び農機具の固定資産額には取得価額が10万円以上のものを計上した。種類ごとに年始めに、農業及び農業経営関与者の農業以外の経営に使用した資産の年始め現在価に農業使用割合を乗じて算出した額と、年内に新築、購入等により増加した資産のうち年内に使用を開始した資産の購入価額に農業使用割合を乗じて算出した額との合計額である。

なお、使用割合は、農業及び農業経営関与者の農業以外の経営別にそれぞれの利用面積及び利用日数により定めた。

(イ) 植物及び牛馬（肥育牛を除く。）

年始め現在価をそのまま表章した。

(2) 農業経営関与者数、労働力及び労働時間

農業経営関与者、年間月平均農業経営関与者、年末の農業経営関与者の就業状態別人員、年齢別及び労働日数別の家族農業就業者、農業及び農業生産関連事業労働時間について表章した。

ア 農業経営関与者

農業経営主夫婦及び年間60日以上当該経営体の農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校、大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が

60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

また、年間労働日数及び労働時間については、労働能力を考慮した換算は行わず、そのまま計上した。

イ 年間月平均農業経営関与者

月に15日以上その家に在住した農業経営関与者の人数を月別に1年間累積し、12か月で除した数を男女別に区分して表章した。

ウ 農業経営関与者の就業状態別人員（年末）

年末にその家に在住する農業経営関与者を就業者（自営農業、農業生産関連事業、自営兼業、臨時的賃労働、恒常的勤務）及び非就業者に区分して、その人数を男女別に表章した。

（ア） 分類の方法

年末にその家に在住する農業経営関与者を年内に従事した主な仕事内容により、就業状態別に区分したものであって、一人の農業経営関与者はいずれか一つの就業状態に区分される。具体的には、まず、就業者及び非就業者の区分を行い、農業経営関与者が年内に2つ又はそれ以上の仕事に従事した場合には、従事日数の最も多い就業状態に区分した。

（イ） 就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日以上のをいう。

（ロ） 非就業者

年間労働日数（能力不換算）が60日未満のをいう。

（エ） 恒常的勤務

恒常的に一定の事業所に雇用され、従事することをいい、本統計は恒常的勤務者を表章した。

ただし、農林業の恒常的賃労働は臨時的賃労働に含む。

（オ） 臨時的賃労働

臨時雇い、日雇いとして雇用され、主として肉体的労働に従事することをいい、本統計は臨時的勤務者を表章した。

エ 家族農業就業者

自営農業労働（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。）に年間60日以上従事した家族（同居人は除く。）をいい、専従者及び準専従者並びに男女別に表章した。

（ア） 専従者

年間の自営農業労働日数が150日以上のをいい、男女別にその人数を表章するとともに、その内数として年齢別及び労働日数別の人数をそれぞれ表章した。

（イ） 準専従者

年間の自営農業労働日数が60日以上150日未満のをいい、男女別にその人数を表章した。

オ 農業及び農業生産関連事業労働時間

調査対象経営体が農業に1年間従事した者の農業労働時間（自営農業労働時間とゆい・手伝い・手間替出・共同作業出の労働時間との合計であり、農作業受託時間を含む。）及び農業生産関連事業労働時間を表章した。

なお、ここでいう農業労働時間には、稲作、麦作などの作業、養畜の作業、肥料を買い取ったり、たい肥を作ったりする作業等、農業生産の準備から販売に至るまでの労働時間及び農業経営のための集会出席や農業経営に必要な技術習得等の企画管理労働時間が該当し、農業生産関連事業労働時間には、農業生産関連事業における原材料の調達、製品の販売・出荷、施設等の維持管理、利用客への応対、帳簿記帳等に要した労働時間が該当する。

(ア) 農業労働時間

農作業のための出発からその日の作業終了後の帰着までの時間から、昼食時間及び休憩時間を除いた時間とした。

また、早朝作業、夜間作業についても、その労働時間をそのまま加算した。

(イ) 自営農業労働時間

自家農業労働時間（家族、ゆい・手間替受、農業雇・手伝い受等）と農作業受託労働時間の合計とした。

(ウ) 自営農業労働投下量

自営農業労働時間を家族、ゆい・手間替受、農業雇・手伝い受の別及び男女別に表章した。

なお、家族農業労働時間については、年齢別に区分して表章した。

(エ) 農業生産関連事業労働時間

各事業（農産加工、観光農園、市民農園、農家民宿、農家レストラン等）の原材料の調達から製品の販売・出荷、施設などの維持管理、利用客への応対、帳簿記帳等に要した労働時間を表章した。

(3) 経営土地

経営土地面積を耕地と耕地以外の土地に区分し、それぞれの地目（田、普通畑、樹園地及び牧草地）別の面積を表章した。

ア 経営耕地

農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地をいう。

また、経営耕地面積は原則として年始め現在について表章したが、年内に購入、借入れ又は売却、貸付け等のため経営耕地面積の異動があった場合には、その土地がその年の主要生産に利用されたかどうかを次の基準により判定し、年始め面積を修正して表章した。

(ア) 田については、稲の作付け以前に異動した場合は修正した。

また、稲の作付け以降でも、稲の作付けしてある田を立毛のまま購入又は売却したこと等により増減した場合は修正した。

(イ) 普通畑及び樹園地については、6月末日以前に異動した場合は修正した。

また、7月以降でも、畑が購入などにより増加し、当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正した。

(ウ) 樹園地については、経営耕地面積規模決定の対象となる実際の樹園地面積（木本性永年作物として一括した場合の利用実面積）を表章した。

(エ) 牧草地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とするもので、生産力維持のため肥培管理、更新等を行っている土地をいう。

イ 耕地以外の土地

年始め現在において農業経営のために準備された経営耕地以外の土地面積を宅地、山林及びその他（採草放牧地を含む。）に区分して表章した。

ウ 経営耕地面積うち借入地

経営耕地のうち借入地及びその内訳として田の借入地を表章した。

エ 作物の作付延べ面積

土地利用の状況をみるため、作物の作付延べ面積を表章した。

(4) 主要農畜産物の生産概況（作付（飼養）規模）

農作物は作付面積（果樹は植栽面積）、畜産物は飼養頭数を表章した。

ア 水稲作付面積は、稲を田に作付けしたものをいい、陸稲品種を田に作付けした場合も水稲作付面積とした。

なお、水稲の子実前刈り取り（青刈り）等の作付面積は、水稲作付面積に含まない。

また、作付け当初から、青刈りを含め飼料用として仕向けることが決定しているもの（飼料用米、稲発酵粗飼料（ホールクロップサイレージ）等）は、飼料作物として取り扱った。

イ 搾乳牛月平均飼養頭数は、月始めの搾乳牛の年間延べ頭数を12で除して算出した。なお、搾乳牛頭数には、乾乳期間中の搾乳牛も含む。

ウ 繁殖雌牛月平均飼養頭数は、月始めの繁殖雌牛の年間延べ頭数を12で除して算出した。

エ 肥育牛月平均飼養頭数は、月始めの肥育牛（育成途中の牛（子牛）を含む。）の年間延べ頭数を12で除して算出した。

オ 肥育豚月平均飼養頭数は、月始めの肥育豚の年間延べ頭数を12で除して算出した。

カ 採卵鶏月平均飼養羽数は、月始めの採卵用成鶏雌の年間延べ羽数を12で除して算出した。

(5) 経営体の財産（年始め現在価）

農業及び農業経営関与者の農業以外の経営に使用した財産を「財産の分類とその定義」（19ページ）の基準に従い分類表章した（財産として取り扱わない事例については、表内に記載）。

財産の分類とその定義

財産の種類	内 容
1 固定資産	(自動車を除く家計専用の家財・家具は、経営体の財産として取り扱っていない。)
土地	
土地	農業経営及びその他の用に供される所有地であって、貸し付けている所有地を含む。
土地権利	小作権、耕作権(作離料を含む。)、入会権、水利権、その他の土地を使用収益する権利で価格のあるもの。
建物	(取得価額が100万円未満の農外事業専用建築物を除く。)
建築物	農業経営及びその他の用に供される住宅、倉庫、納屋、畜舎、たい肥舎、温室など土地に定着する一切の建築物で取得価額が10万円以上のもの。
構築物	果樹棚、たい肥盤、サイロ、井戸及びひ門、用水路、明きょ排水、暗きょ排水、客土、床締め等の土地改良施設、家畜給水施設、農薬散布配管施設などの構築物のうち取得価額が10万円以上のもの。
自動車	農業経営及びその他の用に供されるオートバイ、スクーター、乗用車、トラック、ライトバン等償却資産として指定された車両のうち取得価額が10万円以上のもの。
農機具	(取得価額が100万円未満の農外事業専用機械を除く。)
大農具	農業用に使用される機械器具のうち、取得価額が10万円以上のもの(集合農具を除く。)
集合農具	農業事業体を使用する際に、通常、数個又は数十個を同時に使用することによってその目的を達する農具で養鶏用ゲージ、条桑育台、回転まぶし、育苗箱及び農産物収穫箱等で取得価額が10万円以上のもの。
生産管理機器	パーソナルコンピュータ、コピー機、ファクシミリのうち、取得価額が10万円以上のもの。
植物	果樹、茶樹、桑樹などの償却資産である永年性植物。 なお、庭園及び宅地において散在的に栽培している果樹は含まない。
動物	
牛馬	牛(肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中のものは除く。)及び馬。

財産の分類とその定義（続き）

財産の種類	内 容
2 流動資産	
未処分農産物	未販売の農業生産物の主産物（家庭仕向予定のもの、農業その他の用に仕向ける予定のものを含む。）。農業に仕向ける目的で在庫している現物で、稲わら、麦かん等の副産物及び干し草、サイレージなどは含まない。
肥育牛	肉用又は肥育もと牛として肥育・育成中の牛。
中小動物	豚、鶏、めん羊、やぎ、うさぎ、あひる、蜜蜂その他収益を目的として飼育する動物であり、愛玩用の動物類は含めない。
農業生産資材	農業用に購入した原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等。農業以外の用に供する目的で在庫する自営兼業の原料、補助原料及び農業のかたわら兼営する商業における商品資本である仕入品については、資産として棚卸計算を行わない。
現金	農業経営関与者の手持現金。
預貯金等	農業経営関与者の預貯金、頼母子講、生命保険の掛金、貸付金、株券、公・社債、投資信託、その他有価証券等。
売掛未収入金	農業生産物の売掛金その他の未収入金。
3 負債	
借入金	農業経営関与者の借入金で政府、各種団体、地方公共団体からの借入資金、農協、銀行その他金融機関、特約会社及び取引先、個人等からの借入金。
買掛未払金	農業生産資材などの買掛金及び未払金。

農業及び農業経営関与者が農業以外の経営に使用した固定資産、農業経営関与者が保有する流動資産（手持現金、預貯金等を含む。）及び負債（全ての農業部門及び農業経営関与者が借り入れた全ての家計部門の借入金並びに買掛未払金）について、「年始め数量」及び「年始め現在価」を表章しており、評価は取得した時点における取得価額（購入価額）とした。

ア 固定資産

(ア) 土地資産

年始め時点の法定評価額（地方税法の固定資産税の課税標準となった評価額）により評価した。

(イ) 土地以外の固定資産

農業経営の生産手段として長期（1年以上）にわたって使用される固定資産は、年始めに所有する固定資産について取得価額によって評価した。取得価額の不明なものは通常取引さ

れる市場価格等により評価し、次式により年始め現在価を算出した。

年始め現在価＝取得価額（購入価額）－〔減価償却額×（経過年数＋１）〕

イ 流動資産

未処分農産物は、その農産物の生産原価による評価を適当とするが、営農類型別経営統計（個別経営）では原価計算が困難なため、その農産物を収穫した年の生産最盛期の時価（農家庭先販売価格）により評価した。

なお、このようにして未処分農産物を評価することによる年内差損益は当年では処理できないので、次年に販売（処分）した時点で評価した。

農業生産資材は、平均単価法により評価することとし、平均単価は購入附帯費を加算した購入価額を購入数量で除して計算した。

(6) 現金・預貯金等及び借入金

財産のうち、農業経営関与者が保有する手持現金、預貯金等、売掛未収入金及び負債（借入金及び買掛未払金）について、年始め現在高、年末残高を表章した。

ア 手持現金、預貯金等及び売掛未収入金

年始め（末）時点における手持現金等の残高を表章した。

イ 借入金及び買掛未払金

年始め現在高、年末残高を表章した。

また、借入金については、短期長期別に表章した。

(7) 農業粗収益

農業粗収益と、そのうち農産物等の農業現金収入を表章した。

ア 農業粗収益（再掲）

農業粗収益とは、１年間の農業経営によって得られた総収益額であり、農産物の販売収入、農業生産関連事業及び家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（農機具、自動車等）の一時的賃貸料等を含む。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増価額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものである。

なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については、農業雑収入、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入とした。

また、助成金等は、当年の調査期間内に発生したものとした。

(ア) 作物収入

永年性植物（果樹、茶樹、桑樹等）の「成長・新植による増価額」は、各作物の収入に計上した。

(イ) 畜産収入

各部門ごとに動物の「成長・生産による増価額」、肥育牛及び中小動物については、「頭羽数増減による増減額」を含む。

また、牛馬のうち未成畜（育成中のもの）の処分差損益と、死亡又は災害によりへい死した場合の減価額は畜産収入の該当科目に含む。

イ 農業粗収益の勘定

農業粗収益の勘定は「現金収入＋内部仕向＋動植物増価額＋未処分農産物在庫増減額」とな

っており、在庫増減額がかなり減額となった場合は粗収益が現金収入を下回ることもある。

(7) 農業現金収入

現金収入は、生産年のいかに問わず、経営体が年内に販売することによって得た現金総額であり、当年以前において生産された農産物の販売収入を含む。

なお、当年に販売された農産物で売掛のままになっている、いわゆる農産物販売未収入金は、販売商品の引渡し時点において現金収入として処理すると同時に、「未収入金」勘定に振り替えた。

また、現物地代、現物労賃及び物々交換において支払手段として用いられた農産物などの現物外部取引の評価額は、現金収入に合算することとし、その場合の評価は支払時点における農家庭先販売価格とした。

(イ) 内部仕向

自家生産した農産物を農業生産関連事業及び家計に仕向けたものをいい、次のとおり区分した。

a 農業生産関連事業消費

生産した農産物を農業生産関連事業に仕向けた評価額を表章した。評価は、農産物は仕向時点における農家庭先販売価格とし、自家加工品は製品価格により行った。

b 生産現物家計消費

家計消費に仕向けられた自家で生産した農産物の評価額を表章した。評価は、仕向時点における農家庭先販売価格とした。

(ウ) 動物・植物の増価額

育成中の植物・大動物の増価部分、植物の年内新植による増価額及び肥育牛・中小動物の頭羽数増減による増減額を見積もった額である。ただし、減価償却中の植物、動物については、増価額を計算しない。

(エ) 未処分農産物在庫増減額

未処分農産物の年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額である。

なお、年末決算の際に当年の農業経営の成果を算出するために、農業粗収益に対して年末在庫評価額から年始め在庫評価額を差し引いた額を加算又は控除している。

評価は、その農産物等を収穫した年の生産最盛期の時価（農家庭先販売価格）とした。

(8) 農業経営費

農業経営費を農業雇用労賃、生産資材の購入額、賃借料、土地改良・水利費等の科目別に表章した。

また、科目別の農業経営費の勘定として、農業現金支出及び減価償却費を表章した。

ア 農業経営費（再掲）

農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であり、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子及び家族労賃は含まない。

また、自家農産物を再び農業経営に消費したいわゆる中間生産物（再び農業生産のために仕向けられた自家農産物）及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

イ 農業経営費の勘定

農業経営費の勘定は、「現金支出＋減価償却費＋農業生産資材在庫増減額」となっており、経営体が次年に使用する肥料、飼料等などの資材を多量に購入した場合は、現金支出の方が当

年の実際の農業経営費より多くなることがある。

(7) 農業現金支出

経営体が当年に支払った農業経営上の現金支出額であって、必ずしも当年の農業生産の費用だけでなく、次年以降に消費する目的で購入した農業生産資材（流動財）の現金支出額も含む。

なお、当年に購入した生産資材で代金が未決済になっている買掛未払金は、購入商品の引き取り時点において現金支出とすると同時に「未払金」勘定に振り替えた。

また、現物で支払った地代及び現物支払の労賃の見積額のほか、物々交換によって取得した経営用の物財などの現物外部取引の評価額も、便宜、現金支出とした。これら受取現物の評価は、経営体が供与した支払現物の支払時点における農家庭先販売価格とした。

(イ) 減価償却費

建物、自動車、農機具、植物及び動物の償却資産である資本財について、当該会計年で負担すべき減価償却費をそれぞれ計上した。

この場合、建物、自動車及び農機具については、農業と農業経営関与者の農業以外の経営の使用割合によって農業負担分を配賦した。

a 税制改正における減価償却計算の見直し

平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、農業経営統計調査における減価償却額は、償却資産の取得時期により次のとおり算出した。

(a) 平成19年3月31日以前に取得した資産

i 償却中の資産

1 か年の減価償却費 = (取得価額 - 残存価額) × 耐用年数に応じた償却率

ii 償却済みの資産

1 か年の減価償却費 = (残存価額 - 1 円 (備忘価額)) ÷ 5 年

(b) 平成19年4月1日以降に取得した資産

1 か年の減価償却費 = (取得価額 - 1 円 (備忘価額)) × 耐用年数に応じた償却率

注：1 残存価額（残存価額＝取得価額×残存割合）の算出に用いる残存割合及び耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（大蔵省令第15号）によった。

また、減価償却額については、当年に新築・購入等により取得し、当年中に使用を開始した資産についても計上した。

2 平成15年度税制改正により建物資産の耐用年数の短縮措置が講じられたため、平成16年調査から、これに対応した耐用年数に変更した。

また、取得価額10万円以上20万円未満のものについては、取得後3年間で均等に償却する方法とした。

b 平成21年以降の農業経営統計調査（営農類型別経営統計）における減価償却額は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえ算出した。

4 利用上の注意

(1) 1 経営体当たり平均値は、調査対象とする個別経営体全体の平均値であり、表示単位未満を四捨五入し集計した。

(2) 集計経営体数及び実績精度

集計経営体数及び実績精度（農業粗収益を指標とした標準誤差率（標準誤差の推定値÷調査項目の推定値×100））は、次表のとおりである。

なお、繁殖牛経営の集計経営体数が1の(8)のイの調査対象経営体数より多くなっているが、これは、調査開始時点から営農計画を変更した経営体が存在したため、当該経営体の営農類型を変更して集計したためである。

また、採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営については、目標精度を設定していないが、参考までに実績精度を示した。

集計経営体数及び実績精度

区分	単位	酪農		肉用牛		養豚	採卵 養鶏	ブロイラー 養鶏
		北海道	都府県	繁殖牛	肥育牛			
集計経営体数	経営体	149	196	104	98	85	50	49
実績精度	%	3.1	3.1	4.3	4.7	4.0	7.3	8.2

○ 実績精度（標準誤差率）の推定式

N = 母集団の農業経営体数

N_i = i 番目の階層の農業経営体数

L = 階層数

n_i = i 番目の階層の標本の大きさ

$\bar{x}_i$ = i 番目の階層の x の1農業経営体当たり平均の推定値

$\bar{x}$ = x の1農業経営体当たり平均の推定値

S_i^2 = i 番目の階層の x の分散の推定値（不偏分散）

S = x の標準誤差の推定値

とすると

$$\bar{x} = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{N} \cdot \bar{x}_i$$

$$S^2 = \sum_{i=1}^L \frac{N_i^2}{N^2} \cdot \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{S_i^2}{n_i}$$

$$\text{標準誤差率} = \frac{S}{\bar{x}}$$

(3) 統計表に使用した記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」、「0.0」、「0.00」：単位に満たないもの（例：0.04 a → 0.0 a）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業経営統計調査 平成30年 営農類型別経営統計（個別経営）」（農林水産省）による旨を記載されたい。

(5) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象経営体数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(6) ホームページ掲載案内

本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「営農類型別経営統計（個別経営）」に掲載する。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou_kobetu/index.html 】

なお、公表した値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

5 利活用事例

- (1) 農業経営体の所得政策の策定、評価等の資料。
- (2) GDP統計（内閣府）、産業連関表（総務省ほか10府省）、生産農業所得統計、農業・食料関連産業の経済計算等の作成に利用。
- (3) 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）で示される農業経営モデルの策定に当たっての基礎資料。
- (4) 「食料・農業・農村白書」における農業経済の分析資料。

6 農業経営統計調査報告書一覧

- (1) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営、第1分冊、水田作・畑作経営編）
- (2) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計
（個別経営、第2分冊、野菜作・果樹作・花き作経営編）
- (3) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営、第3分冊、畜産経営編）
- (4) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（組織法人経営編）（併載：経営形態別経営統計）
- (5) 農業経営統計調査報告 経営形態別経営統計（個別経営）
- (6) 農業経営統計調査報告 農産物生産費（個別経営）

- (7) 農業経営統計調査報告 農産物生産費（組織法人経営）
- (8) 農業経営統計調査報告 畜産物生産費

7 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 営農類型別経営統計班

電話：（代表）03(3502)8111（内線3636）

電話：（直通）03(6744)2043

FAX：03(5511)8772

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けています。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】